



キューバ ハバナ旧市街地 撮影者：津田浩克

子どもの貧困と格差是正

昨年の日経新聞の報道によれば、2013年のOECD加盟各国の国内総生産に占める学校などの教育機関への公的支出の割合が公表されており、日本は3.2%で、33カ国中32位。OECD加盟諸国の平均は4.5%、最も高いノルウェーやデンマークは6%を超えており、日本の教育予算は極めて低い水準にあります。他方で、公的支出に私費負担を合わせた児童生徒1人当たりの教育機関への支出をみると、OECD平均を上回っており、日本は、家計からの教育費支出負担の割合が大きいことがわかります。

かつて、東京大学の合格者は、国立・私立高校出身者と公立高校出身者がほぼ半々の割合でしたが、現在は国立・私立高校出身者が6割を占め、公立高校出身者は4割にとどまっています。経済的に余裕のない家庭の子どもの進学機会がかつてよりも狭いものになっていることがここからも読み取れるでしょう。

子どもの貧困が社会の未来に及ぼす影響については、昨年、日本財団が研究成果を発表しており、子どもの貧困の放置で生まれる社会的損失は40兆円に及ぶとの試算を行っています。貧困世帯の260万人の子どもの一生涯を通じて積算すると、子どもの教育機会が保障され、進学率等が向上することにより、40兆円を超える所得と15兆円を超える税収が生まれるというのです。

子どもは社会の未来そのものです。未来への投資を行わない社会は、健全な形で持続することはできないでしょう。貧困対策は、社会福祉にとどまらず、私たちの社会にとって必要な未来への投資であることを再認識する必要があるのではないのでしょうか。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子

弁護士 室谷悠子

弁護士 増田浩之

弁護士 齊藤優摩

弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子

弁護士 池田健人

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

弁護士 和田知彦／事務局一同

「あすなろセミナー」を 開催しました

弁護士 池田健人

弊所では、平成29年2月15日(水)に、顧問先をはじめとする日頃お世話になっている方々に向けたあすなろセミナーを開催しました。

そこで、当日参加出来なかった方々や、次回のセミナーには参加したいという方々に向けて、今回のセミナーで扱った内容について概略をレポートさせていただきます。

今回のテーマは、「個人保証責任はどこまで緩められたか? ~債権法改正と経営者保証ガイドラインを題材に」というものでした。

テーマからも一目瞭然のとおり、保証契約について、「債権法改正」と「経営者保証ガイドライン」という、昨今注目を集めているトピックに絞ってのセミナーとなりました。

前者については、私、池田(健)が担当し、後者については、津田、池田(直)、齊藤、平林がそれぞれ担当しました。

では、まず「債権法改正」についてどのような内容を扱ったかご報告させていただきます。

本年6月2日、民法における債権法の改正が公布され、3年以内に施行されます。これは、120年ぶりの大改正とも言われ、その中でも保証契約にまつわる改正について大きく注目されています。

保証契約については、これまでも、保証人の保護の拡充のための改正が行われてきました。ただ、それで



もなお、個人保証人の生活破綻が問題視されていたため、今回の債権法改正においても、より一層個人保証人を保護する形になっています。

今回の債権法改正において、最も特筆すべきポイントは、貸金等の根保証に限らず、すべての個人根保証について、極度額の定めを書面において行う必要があるということです。これを怠ると、保証契約自体が無効になってしまいます。

たとえば、債権法改正後は、賃料債務を担保するために連帯保証人を設ける場合、極度額の定めを書面にて行わなければ、保証契約自体が無効になってしまうため、不動産賃貸業を行っておられる方は注意が必要です。

また、今後のトレンドとして、かかる極度額が書面上に明示されることによって、保証人になること自体が敬遠されることも懸念されるため、保証会社等による機関保証が利用されるケースの増加が予想されます。

これ以外にも、保証契約にまつわる変更ポイントについて、情報を提供させていただきましたが、今回は紙面の都合上割愛させていただきます。もし、気になる方がおられましたら、弊所までご連絡ください。個別に回答させていただきます。

続きまして、「経営者保証ガイドライン」についてどのような内容を扱ったかご報告させていただきます。

「経営者保証ガイドライン」とは、経営者保証の課題に対する適切な対応を通じてその弊害を解消し、もって主たる債務者、保証人及び対象債権者の継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化とともに、中小企業の各ライフステージ(創業、成長・発展、早期の事業再生への清算への着手、円滑な事業承継、新たな事業の開始等)における中小企



業の取組意欲の増進を図り、ひいては中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資することを目的とするものです。

換言すれば、①会社が金融機関から借入れを行うにあたり、従来であれば、当該会社の経営者が個人保証(経営者保証)を行うのが常であったところ、これに代わる融資手段を充実させるとともに、②既存の経営者保証の履行時においても、経営者個人にすべての履行を求めるのではなく、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できるなどの要件を満たす場合には、保証人は、保証債務の整理を対象債権者に申し出ることができるとするものです。

このように、従来であれば、会社の運命と経営者個人の運命が一蓮托生であったところ、保証契約の入り口と出口の両方において、経営者個人の責任を軽減させることで、よりドラスティックな経営変革ができるようにさせるものです。

まだ、この制度については、十分に認知が進んでいないものの、実際に活用されている件数も増えてきています。実際、我々も「経営者保証ガイドライン」を活用している案件が数件ございます。

現実的に「経営者保証ガイドライン」が適用できる案件かは別として、一度検討してみる価値がある制度ですので、ご興味をお持ちの方は、是非弊所までご連絡ください。

以上、簡単にではございますが、今回のセミナーで扱った内容について概略をレポートさせていただきました。当日使用した資料等ございますので、ご希望の方はお申し付けください。改正民法については、今後適宜情報の提供に努めます。



奄美あすなろだより

弁護士 和田 知彦

今年の3月7日、奄美群島が「奄美群島国立公園」として国立公園に指定され、全国ニュースにもなりました。奄美は、奄美群島のうちの奄美大島と徳之島、そして沖縄の北部などを対象に、「奄美・琉球」として世界自然遺産登録を目指しています。

日本には既に20以上の世界遺産がありますが、その多くは文化遺産で、自然遺産は屋久島、白神山、知床、小笠原諸島の4箇所だけです。このことから奄美の自然が特に貴重なものと捉えられていることが分かります。

世界遺産登録に向けて問題となっていることの1つが希少生物や生態系をどうやって守っていくのかということです。奄美には沢山の固有種や希少生物が生息しており、なかでもアマミノクロウサギは最も原始的な姿のままのウサギと言われ天然記念物にも指定されています。今、そのアマミノクロウサギの天敵と言われているのが野生化した猫です。野生化した猫がアマミノクロウサギを

捕食する様子も確認され、対策がとられています。環境省や地元自治体や市民団体は避妊手術を受けさせるなどの活動を行っています。希少生物が生息する森に自動車で乗り入れることができないようにゲートを設置するなどの取り組みもされています。

世界遺産登録がされれば国内外からの観光客が大幅に増えるという予想もあり、地元の景気への好影響が期待されています。一方、国内外から観光客が押し寄せ、開発が進み、かえって自然が壊されてしまうという懸念も出されています。

世界遺産登録は、貴重な自然を後世に遺すべき遺産として保護するものですから、結果的に自然を壊すきっかけになっては意味がありません。

私も、1年半生活をして奄美の自然の豊かさや希少さ、そして自然保護と地元の発展の両立の難しさを感じ考えるようになりました。貴重な自然が残されている場所で法律事務所を運営していることを改めて自覚し、地元の暮らしを守りその発展に貢献すると同時に、奄美の自然を守るためにもどんな取り組みができるのかも考える必要があるのではないかと考えています。



弁護士
津田 浩克

世界の車窓から

縁 あって2月にハバナ(キューバ)、7月にドバイ(アラブ首長国連邦)を訪れる機会がありました。現地に行ってみてしみじみ実感することがあります。ハバナの街を歩くと様々な肌の色の人々と行き交います。元々島にいた先住民は侵略してきたスペイン帝国によって根絶やしにされ、ヨーロッパからやってきた人々と奴隷としてアフリカから連れてこられた人々の子孫が共に隣人として暮らしているのです。ふと立ち寄った教会で女学生(音大生)が演奏するクラシックのコンサートが開かれていました。壇上に並んだ彼女らの

様々な肌の色を通して島国の歴史を垣間見る想いがしました。

ドバイは荒涼たる砂漠地帯に近代的な都市を建設し、世界から資本と人を集めていることで知られています。ドバイの人口約260万人のうち国籍を持つ人々は約1割に過ぎず、約9割はインド、パキスタン、ベトナム、フィリピン、アフリカなどから出稼ぎに来ている人々だとのこと。滞在したホテルの従業員の方々の母国も様々でした。石油資源に依存しない国造りや諸外国から資本と人を受け容れているという面ではシンガポールに似ていますね。絶対君主制の国で、国籍を持つ少数の人々は税金の負担なく、医療も教育も無料で、世帯年収の平均は約2400万円にもなるという話には驚きました。

旅や読書を通じて世界を駆けつつ、日々の仕事に精進したいと思います。



弁護士
池田 直樹

直樹の植林ワークキャンプ

3 月にフィリピン・パロンパネス島での植林ワークキャンプに参加しました。タイでの稲刈り以来の25年ぶりのキャンプ。マニラから空路1時間半、空港から車で4時間、最後は屋根なし小舟で1時間のびしょ濡れの海路という最果ての地。島には車が1台もなく、常設の電気も昨年通ったばかり。小規模漁業の村は子どもだらけでした。乱伐による禿山で、炎天下、地元中学生とともに粘土質の薄い土壌に苗木を1本1本植えましたが、どこまで活着するのか、技術のない自分を恥じました。ただ、子どもたちの心の中に、環境への意識と日本への友好感情が根付きつつありました。植える行為で心に水をまき、自分を再発見(「植」=直+木)した旅でした。



弁護士
岩本 朗

クロウサギと出会う

支 所の関係で奄美に通うようになって随分経ちますが、日中は仕事をし、夜は黒糖焼酎をあおるばかりで、アクティビティの幅が狭いままでした。6月末に大島に行く機会がありましたが、支所の和田弁護士がセティングをしてくれ、奄美の森のナイトツアーに初めて参加しました。雨模様でイナビカリが時折

光る天候でしたが、月の出ない暗い夜だったことが幸いしたのか、10数頭のクロウサギや様々な種類のカエルに出会うことができました。クロウサギは通常単独行動で、それぞれの個体がナワバリを持っているとのことでした。ズングリとしたカラダで、平地での動きは機敏とは言いがたいですが、急な斜面を物ともせずに駆け上がる姿に野生の力強さを感じました。



弁護士
原 正和

「関ヶ原」

真 田丸]を見てということではありませんが、昨年、池波正太郎の「真田太平記」(全12巻)を読みました。真田昌幸・幸村父子が中心に描かれた物語で、忍者の活躍も生き生きと描かれており、読み物として、とても面白かったです。真田太平記を読んだ流れで、今年から、司馬遼太郎の「城塞」、「関ヶ原」、「太閤記」を時系列とは逆の順番で読みました。今も、この時代の本ばかり読んでいます。池波正太郎と司馬遼太郎の切り口や歴史認識(ストーリー)の違いを楽しみつつ、このときの人たちが、戦国時代という、まさに生きるか死ぬかの下剋上の時代をいかに生き抜いたか(あるいは敗れていったか)、また、生き残るために(あるいは死んで後世に名を残すために)どのように立ち振る舞ったかを学びました。司馬遼太郎の本は、明治維新から明治にかけての頃を題材にしたものはこれまでほとんど読んでいたのですが、こんなにも面白く、しかも、現代人にとっても非常に勉強になる本があったのかと思い、あらためて司馬遼太郎のすごさを感じました。8月下旬に「関ヶ原」原作の映画が公開されるようですので、私も見に行きたいと思っております。



弁護士
石飛 優子

定年退職

今 年の3月、義父が勤務先の警察を定年退職しました。勤続年数40年以上、高校を卒業してから1つの仕事を定年まで勤めあげました。

義父はいわゆる幹部警察官ではなく、いわば町のお巡りさんとして活躍しました。交番勤務時代は、川に鍵を落としてしまったおばあちゃんのために、長靴を履いて川の中に入り、鍵を探し当てたこともあったそうです(この出来事は新聞にも載りました)。

派手な仕事ではなかったかもしれませんが、人の役に立ちたいといつも精一杯働いた義父に対して、尊敬の念に耐えられません。

1つのことを長きに渡り続けることほど尊いことはないと思います。私もそうありたいと思うと同時に、義父には、少しゆっくりしてね、と伝えたいと思います。



弁護士
室谷 悠子

子育ての奥深さ

3 歳になる娘は、自己主張と口答えが絶好調。全然言うことを聞いてもらえず、私がキーンとなることもしばしばです。

保育園では、「自分」どうしのぶつかりあい、物の取り合いや誰かがワーツと泣くこともしょっちゅうで、かと思えば皆でケタケタ笑ってみたり、喜怒哀楽が目まぐるしく変わります。

感情のコントロールや人への共感未熟で、ぶつかりあうことも多いこの時期の子どもたちですが、そこに悪意や害意は一切ないのに驚かされます。大人の本音の世界で仕事をしている私には、子どもたちの姿がまぶしすぎることも(笑)。性善説って子どもの観察からできたのでしょうか。生まれた時の方が完全なものがあることに気づきました。

人間についていろいろな示唆を得られることは子育て(子どもの観察)の醍醐味の1つです。



弁護士
和田 知彦

アメリカに行ってみて

今 年の春のことですが、アメリカに行ってきました。ニューヨークとシカゴに行って、美術館に行ったり大リーグ観戦をしたりしたのですが、ロースクールも訪問してきました。授業を見学し、留学生と話や食事をする機会を得たのですが、世界各国からの留学生が目標をもって勉強をする光景を見て私も刺激を受けました。日本という国が恵まれた環境であることを改めて実感するとともに、自分の将来像も考える機会となった束の間の休暇でした。



弁護士
杉田 峻介

バードウォッチング

昨 年の5月に整備した事務所の庭に、忙しい仕事の合間をぬって手を入れています。もともと園芸に興味があるわけでもなかったのですが、植えた木や草花がぐんぐん成長して彩りをもたらしてくれるのが楽しくなり、外出先で通りかかった花屋の店先でよい鉢植えや苗木を見かけると、つい買ってきちゃう今日この頃です。

草木があると喜ぶのは人間だけではないようで、庭には毎日のように鳥が訪れるようになりました。スズメはもちろん、キンカンを気に入ったのか、ヒヨドリが頻りに飛んできて実をほとんど食べてしまいました。こんなビル街にどこから来るのか不思議ですが、普段街中で見かけない野鳥が来ることもあります。私は鳥が大好きなので、庭を鳥たちのオアシスとすべく、今年は庭に餌台を置いてみようかと企んでいます。



弁護士
平林 佳江子

海に見える家

4 月末に引っ越しをしました。賃貸マンションですが、新しい家の最大のお気に入り、寝室の窓から海が見えるところです。同じ向きにある専有部分の玄関前からも同様に海を眺望でき、晴れた日など、キラキラと太陽が反射しているのが確認できて、眺めているだけで楽しくなります。

もともと、奈良県出身であることからか(？)、海に対する強い憧れがあります。また、どこまでも続く大海を眺めていると、自分が自然の一部になれたような気がして(元来、人間はそうなのですが)、心が洗われます。さらに、なぜか未だに自分の可能性は無限大という気になり、挑戦心が湧いてきます。

もちろん、海が時に恐ろしい自然の力をもつことは忘れてはならず、うまく自然と付き合い、自然を尊敬して、暮らしていきたいと思います。



弁護士
齋藤 優摩

とある本を見つけて

先 日、立ち寄った本屋で、「羊をめぐる冒険」がたまたま目に入りました。これは、「村上春樹」が著者で、「風の唄を聴け」からなる「鼠三部作」と言われるものの3つ目の作品になります(正確には、続きで「ダンス・ダンス・ダンス」という本もあります)。

私は、小さい頃、本があまり好きではありませんでした。むしろ、本など全く読まず、国語の授業も嫌いでした。しかし、高校卒業ぐらいの頃に、友達の勧めで一冊のミステリー小説を読んだことを機に突然本の楽しさがわかり、それから色々な本を読み漁っていました。(ベタですが、)当時、「村上春樹」の本が特に好きで、よく読んでいたことを今でも覚えています。

最近めっきり本を読む機会が減ってしまいましたが、本屋でこの村上春樹の本を見つけた私は当時の感情が一気に蘇り、本を読みたい気持ちが再燃している、今日この頃です。



弁護士
池田 健人

我が家に新メンバーが

私 事で大変恐縮ではありますが、6月末に第一子(長女)が誕生しました。当日は、東京にいたのですが、周りの方々のご好意でなんとか出産のタイミングに立ち会うことができました。生命の誕生という何とも表現することの出来ない貴重な経験をする事が出来ました。

第一子ということで、夫婦ともどもわからないことだらけではありますが、日々のちょっとした成長を発見するたびに心躍らせています。

家族も増え、守るべき人が増えたということで、より一層職務にも励んでいきたいと思っております。

今後とも宜しくお願い申し上げます。



シンガポール出向のご挨拶

弁護士 増田 浩之

この度、私は、シンガポールの法律事務所 (One Asia Lawyers; JLC Advisors LLP) に、期間2年間の予定で出向することとなり、7月3日より同所にて執務を開始いたしました。

One Asia Lawyersは、シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーにオフィス・メンバーファームを有しており、ASEAN各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、ワンストップで提供できる体制をとるASEAN法務特化型の事務所です。私は、そのシンガポールオフィスにて働いております。

昨今、ASEAN諸国の経済発展に伴い、ASEAN諸国へビジネスを展開する日本企業が増加しております。そのようなビジネスの展開にあたっては、各国・各地域の許認可等の制度はどのようになっているか、法人の設立・取得形態はどのようになっているか、どのような契約が必要か、万が一撤退する場合の備えもでき

ているか、等々様々な法的諸問題が発生しえます。このような法的諸問題に対応することのできる弁護士、とりわけ、現地の実務経験及び問題となっている国・地域の法律専門家へのアクセスが豊富で、かつ、その問題点に関し日本法との違いを示しながら解決策を提案していくことのできる日本人弁護士の必要性は今後ますます高まっていくのではないかと考えております。私は、このような背景を踏まえ、この度、One Asia Lawyersに出向することを決めた次第です。

シンガポールには6月末に入り、1週間足らずで住居を決め、引越手続きをして、すぐに働き始めるというスケジュールであったため、まだバタバタとしており、シンガポールの街を十分に満喫できていない状況です。現地での実務経験を積むことに加え、この国・地域の文化や歴史を体感することも重要なことだと思っておりますので、様々な文化的交流をもって、自分自身をさらに磨き幅広い視野を獲得できるようにもしていきたいと思っております。

皆様には多大なご迷惑をおかけいたしますが、幅広い法的ニーズに対応することのできる体制を構築し、付加価値のあるサービスを提供していくことのできるよう邁進する所存ですので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。



日本環境法律家連盟

JELFは設立20年を迎え、全国規模の環境を守る法律家のネットワークとして、広報の再整備をし

ました。「JELF」または「環境 弁護士」で検索してみてください。

20年を画期として、一般社団法人化してガバナンスを強化し、地球温暖化や再生エネルギー、有害廃棄物問題などにおいて、自然と

未来の世代(子どもたちを含む)を代理する活動を広げるとともに、環境教育、再エネ相談などのコンサルティング能力の向上にも努めます。



夏季休暇のお知らせ

誠に勝手ながら、弊所では、右記の期間を夏季休暇とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

大阪事務所：8月14日(月)～8月15日(火)

奄美支所：9月4日(月)～9月5日(火)